

会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する
要綱案の取りまとめに向けた検討（３）

第３部 企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し

第１ 指名委員会等設置会社制度の見直し

１ 指名委員会等の権限の見直し

- (1) 指名委員会等設置会社における指名委員会の権限について、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役の選任及び解任に関する議案の内容についての指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更することができる旨の規律を設けるものとするについて、どのように考えるか。（注）

（注）指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更した場合には、株式会社はその旨を株主に対して通知しなければならない、また、指名委員会は、株主総会において意見陳述をすることができることを想定している。

- (2) 指名委員会等設置会社における報酬委員会の権限について、報酬委員会にも(1)と同様の規律を設けるものとするか否かについて、どのように考えるか。

（参考）会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案（以下「試案」という。）第３部第１の１

１ 指名委員会等の権限の見直し

- (1) 指名委員会等設置会社における指名委員会の権限について、次の【Ａ案】又は【Ｂ案】のいずれかによるものとする。

【Ａ案】指名委員会等設置会社において、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には（注１）、取締役の選任及び解任に関する議案の内容についての指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更することができる旨の規律を設ける。（注２）

【Ｂ案】現行法の規律の見直しをしない。

（注１）取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役であることのほかにも要件を設ける必要性については、引き続き検討する。

（注２）指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更した場合には、株式会社はその旨を株主に対して通知しなければならない、また、指名委員会は、株主総会において意見陳述をすることができることを想定している。

(2) 指名委員会等設置会社における報酬委員会の権限について、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】指名委員会について(1)【A案】の規律を設ける場合には、報酬委員会にも同様の規律を設ける。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

(後注) 将来的な見直しとして、モニタリング・モデルを指向する会社のための機関形態の在り方についての全般的な見直しが課題であり、この点については、①指名委員会等設置会社において取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役であることを義務付けること、②監査役会設置会社及び監査等委員会設置会社についても執行役の選任を許容すること、③モニタリング・モデルを指向する会社のための新たな機関形態を創設することなどの考え方がある。

(補足説明)

1 指名委員会の権限の見直し(本文(1))

(1) パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、試案第3部第1の1(1)の【A案】に条件付きで賛成する意見や【B案】に賛成する意見もあったものの、【A案】に賛成する意見が多数であった(なお、【A案】に賛成する意見は、個人から寄せられたものも多かった)。

【A案】に賛成する理由としては、平成14年の商法改正以降の上場会社における社外取締役の状況等を含むコーポレートガバナンスの高度化の進展に合わせた見直しとして合理的であること、取締役会の過半数が社外取締役である場合には、モニタリング・モデルの本来の在り方に立ち返って、取締役の人事権は監督機関である取締役会が有するのが合理的であること、社外取締役の数や影響力が増している中で、一部の社外取締役に重要な権限が集中しないようにすることは、必要かつ適切な変更であることなどが挙げられていた。条件付きで【A案】に賛成する意見の内容としては、指名委員会等設置会社が最も優れた機関設計であるとの説明になるのであれば【A案】には反対であるが、そのような説明にならないことを条件に賛成するとの意見等があった。【B案】に賛成する理由としては、見直しを正当化するための支障や不都合が生じているか、正当なニーズがどの程度あるかが明らかでないこと、指名委員会等の権限の見直しについては、将来的な見直しとして、モニタリング・モデルを指向する会社のための機関設計の在り方についての全般的な見直しを課題として、その中で検討していくべきであることなどが挙げられていた。

(2) 見直しを正当化するに足りる具体的な支障や不都合について

これまでの部会における議論及びパブリックコメントでは、指名委員会の権限に関して指摘されている具体的な支障又は不都合について、その原因が現行法上の権限分配にあり、会社法の見直しによって対処すべきであるのか、それとも、実務上の工夫又は取締役会が現行法上有する権限を適切に行使することによって対処すべきであるのかを区別して論ずる必要があるとの指摘があった。

この点について、第9回会議における参考人である日本取締役協会からの意見聴取では、指名委員会の権限に関する具体的な支障や不都合の内容として、①一部の指名委員である取締役が、自己の保身のために経営トップの人事に関する権限や影響力を恣意的に行使する事例があること、②指名委員会（取り分けその委員長）が、その関与した経営陣の人事が結果的に失敗であったことが明らかになった後も責任をとることなく、指名委員会の内規を改正するなどして自らの取締役としての任期を事実上決定している事例があること、③取締役会の多数が、ある取締役を次期の取締役候補者とすることは相当でないと判断しているにもかかわらず、指名委員会が当該取締役を候補者とする旨を決定することにより当該取締役を候補者から除外することができない事例があることなどが挙げられた。

このうち、上記①については、「経営トップ」が執行役又は代表執行役である場合には、その選解任又は選定・解職の権限を有するのは取締役会であり、その判断は指名委員会の判断に法的に拘束されるものではない。そのため、上記①のうち少なくとも執行役又は代表執行役の人事に関する部分は、取締役会が現行法上有する権限を適切に行使することによって対処すべき問題であり、会社法の見直しによらなければ対処することができない支障又は不都合とはいえないようにも思われる。

また、上記②については、指名委員としての適性の問題のようにも思われ、そうであるとすれば、指名委員の選定・解職の権限を有する取締役会がその権限を適切に行使することによって対処すべき問題であって、やはり会社法の見直しによらなければ対処することができない支障又は不都合とはいえないようにも思われる。

他方で、上記③については、取締役会全体の多数が支持していない取締役候補者の案が、少人数の指名委員会の判断のみによって会社提案として株主に提示され、取締役会全体の判断を会社提案に反映する法的手段がないという問題であり、これは、上記①及び②と異なり、取締役会が現行法上の権限を適切に行使することによっては直接的には対処する

ことができないようにも思われる。確かに、取締役会は、指名委員を解職し、新たな指名委員を選定することによって対応することも可能であるが、個別の取締役候補者についての適否の判断と指名委員の適否の判断は、必ずしも一致するものではない（取締役会全体として、指名委員会が候補者とした取締役の一部に反対であったとしても、指名委員会の委員構成に反対するわけではない場合もある）とも考えられる。また、取締役候補者の一部について取締役会と指名委員会との間に意見の相違が生ずるたびに取締役会が指名委員を解職し、新たな指名委員を選定した上で、改めて指名委員会の決定を求めなければならないとするのは、問題への対処方法として間接的かつ過大であるとともに、かえって指名委員会の独立性を損なうおそれがあるようにも思われる。

その上で、現行制度において取締役会が指名委員会の決定を覆すことができないとされたのは、制度が創設された平成14年当時、社外取締役が過半数を占める取締役会を設けることが現実的でなかったためであるところ、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役候補者に関する指名委員会の判断を取締役会の判断よりも常に優先させる制度的な必要性は低下しているとも考えられる。この場合には、取締役会が指名委員会の決定を変更することを認める一方で、本文(1)の注のとおり、その事実を株主に通知し、指名委員会に株主総会における意見陳述の機会を与えることにより、指名委員会と取締役会との判断の相違を株主に対して明らかにし、指名委員会の意見も踏まえて、取締役会が変更した会社提案への賛否を株主に判断させることが相当であるとも考えられる。

なお、これまでの部会における議論では、取締役の過半数が社外取締役である場合に取締役全員で取締役の選解任に関する議案の内容を決定したいのであれば、現行法の下でも、取締役の全員を指名委員とすることで実現することができるため、必ずしも会社法の見直しによる必要はないのではないかと指摘があった。もっとも、これに対しては、第9回会議における日本取締役協会からの意見聴取では、取締役全員が指名委員として、候補者の探索、評価その他の一連の指名プロセスに継続的に関与することは、各取締役の負担が過度に大きくなり、現実的な選択肢とはなり難いとの意見があり、また、部会における議論でも、投資家からの理解が得られにくいとの指摘があったところである。この点について、本文(1)の見直しは、取締役候補者の具体的な検討及び原案の形成を少人数の指名委員会に委ねる現行制度の利点を維持しつつ、取締役会と指名委員会との判断が異なる例外的な場合に限り、取締役会が指名委

員会から必要な説明を受けた上で、その決定を変更することを可能とするものであり、取締役全員を指名委員とする場合とは異なる意義を有するものとも考えられる。

5 以上を踏まえ、本文(1)では、見直しを正当化する具体的な支障又は不都合としては、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合であっても、取締役会の多数が会社提案の候補者とするを相当でないと判断する者について、指名委員会が候補者とする旨を決定したときは、当該決定が会社提案に反映されることになり、取締役会の異なる判断を会社提案に反映するための適切な法的手段がないことであると整理した上で、【A案】によることを提案しているが、この点について、どの
10 ように考えるか。

(3) 指名委員会の決定の内容を変更することができる要件について

これまでの部会における議論では、指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更することができる場合として、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役であれば足りるのかなど、適用場面を限定する
15 必要がないかについて検討するべきであるとの指摘があった。具体的には、指名委員会の決定の内容を変更する決議に参加する取締役の過半数が社外取締役であることを要件とするべきであるか、また、取締役と執行役の兼任がある場合など、監督と執行の分離が徹底していない会社について別途配慮する必要があるかなどについて検討するべきであるとの指摘があった。また、パブリックコメントでも、議長が社外取締役であるなど取締役会の実効性向上に向けた取組を行っていることを条件とすることが望ましいなどの意見があったところである。

他方で、現行制度において取締役会が指名委員会の決定を覆すことが
25 できないとされたのは、これにより社外取締役が過半数を占める取締役会と同等の監督機能を代替的に実現するためであることからすると、取締役会全体で社外取締役が過半数である場合には、取締役会が指名委員会の決定の内容を変更することができるものとするのが相当であるとも思われる。また、前記(2)のとおり、本文(1)の注において、指名委員会の意見も踏まえて、取締役会が変更した会社提案への賛否を株主に判断させることとしており、指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更した場合であっても、最終的な取締役の選解任は、株主総会で行われることとなる。

そこで、本文(1)では、指名委員会の決定の内容を変更することができる要件として、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役であれば足りることとしているが、この点について、どのように考えるか。
35

2 報酬委員会の権限の見直し（本文(2)）

(1) パブリックコメント等の結果

パブリックコメントでは、試案第3部第1の1(2)の【A案】に賛成する意見、条件付きで【A案】に賛成する意見、【B案】に賛成する意見等
5 があり、意見が分かれたものの、相対的にみると、【B案】に賛成する意見がやや多かった。

【A案】に賛成する理由としては、指名委員会の見直しと同様の観点から見直しを行うべきであることや、業績・株主価値と報酬の連動（Pay for Performance）を実現するためには、欧米における報酬ガバナンスの実態と整合させるべきであること、報酬委員会の判断にとどまらず、取締役会全体として報酬方針の妥当性を審議し、必要に応じて修正する権限を確保することが重要であることなどが挙げられていた。条件付きで

【A案】に賛成する意見の内容としては、指名委員会等設置会社が最も優れた機関設計であるとの説明になるのであれば【A案】には反対であるが、そのような説明にならないことを条件に賛成するとの意見であった。【B案】に賛成する理由としては、報酬委員会の権限を見直すべき特段のニーズ等は見受けられず、見直しが必要となるほどの課題や不都合があるとはいえないこと、報酬については株主総会による監視という側面も重視されるべきであり、単に指名委員会の権限との整合性という側面のみから結論を出すべきではないことなどが挙げられていた。

(2) 提案の趣旨

前記1の指名委員会の権限の見直しと同様に考えると、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合において、報酬委員会が決定した執行役等の報酬額の一部について、取締役会の多数がこれを相当で
25 ないと判断するときは、取締役会の決定により当該一部のみを変更したいという場面があり得ることも、必ずしも否定できないようにも思われる。

また、監査役会設置会社や監査等委員会設置会社における取締役の報酬等は株主総会の決議事項とされているが（会社法第361条第1項）、その趣旨は取締役同士の馴れ合いによって報酬額をつり上げる弊害を防止する点（いわゆるお手盛りの防止）にあるとされている一方で、指名委員会等設置会社では報酬委員会が執行役等の個人別の報酬等の内容を決定する権限を有しており、株主総会の決議事項とはされていないが、その趣旨は、社外取締役が過半数を占める報酬委員会で執行役等の個人別の報酬等の内容を決定することから、報酬等の総額を株主総会で決議しなくともお手盛りの危険はないと考えられる点にあるとされている。

そうであるとすれば、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役会で執行役等の個人別の報酬等の内容を決定することとしてもお手盛りの危険はないと考えられる。第9回会議における参考人である日本取締役協会からの意見聴取でも、指名委員会と同様に報酬委員会の権限も見直すことによる支障は指摘されなかった。これまでの部会における議論でも指摘があったとおり、前記1のとおり指名委員会の権限を見直す場合には、報酬委員会の権限も同様に見直すことが整合的であるとも考えられ、見直しによる支障がないのであれば、報酬委員会の権限についても同様に見直すことが考えられる。

他方で、第9回会議における参考人である日本取締役協会からの意見聴取及びパブリックコメントでは、報酬委員会の権限を見直すべき特段のニーズ等は見受けられないとの意見があったほか、これまでの部会における議論及びパブリックコメントでは、報酬委員会の決定については、取締役会との権限分配だけではなく、株主総会との権限分配も問題になるため、指名委員会との整合性のみで結論を出すべきものではないとの指摘もあったところである。

また、第9回会議における参考人である日本取締役協会からの意見聴取では、執行役等の報酬等については、同業他社の報酬水準や会社の規模及び業績等を踏まえ、固定報酬、業績連動報酬、株式報酬等の構成・内容を検討しているとの指摘があったところ、このような検討に当たっては、報酬に関する相応の専門的な知見を要するとも考えられ、指名委員会の場合とは異なる考慮を要するとの考え方もあり得る。

さらに、委員会と取締役会の意見が対立した場合には、いずれの判断を（最終的に）優先させるべきか直ちには明らかでないところ、前記1のとおり、指名委員会については、最終的には株主総会において判断される（取締役会が変更した会社提案への賛否を株主に判断させる）こととなる一方で、報酬委員会については、最終的に株主総会において株主が判断するというプロセスがないため、この点でも、指名委員会の権限を見直す場合には、報酬委員会の権限も同様に見直すことが相当であると断定し難いようにも思われる。

以上を踏まえ、指名委員会について本文(1)の規律を設ける場合には、報酬委員会にも同様の規律を設けるものとするか否かについて、どのように考えるか。

2 監査委員会の権限等の見直し

監査委員会の権限等について、次の(1)から(3)までの規律を設けるも

のとすることについて、どのように考えるか。

(1) 指名委員会等設置会社の取締役のうち、執行役を兼ねている取締役及び業務を執行した取締役は、監査委員会の議事録の閲覧又は謄写をすることができない。

(2) 株式会社は、株主総会の決議によって取締役を選任するに際して、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「各委員会」という。）の委員に選定されることが予定されている取締役については、その旨を株主総会参考書類に記載しなければならない、かつ、各委員会の委員に選定予定の取締役として株主総会参考書類に記載された者が予定された委員に選定されなかった場合又は当該委員を解職され若しくは辞任した場合及び各委員会の委員に選定予定の取締役として株主総会参考書類に記載されていなかった者が各委員会の委員に選定された場合には、その旨及びその理由を事業報告に記載しなければならない。

(3) 監査委員会の職務を補助すべき取締役又は常勤若しくは非常勤の使用人（以下「監査補助者」という。）の設置の要否について、監査委員会が判断する。

（参考）試案第3部第1の2

2 監査委員会の権限等の見直し

監査委員会の権限等について、次の(1)及び(2)の規律を設けるものとする。

(1) 指名委員会等設置会社の取締役のうち、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役（注）は、監査委員会の議事録の閲覧又は謄写をすることができない。

（注）監査委員会の議事録の閲覧又は謄写を認めない取締役の範囲については、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役に限らず、①監査委員でない全ての取締役とするとの考え方や、②監査委員でない取締役のうち社外取締役以外の取締役とする考え方もある。

(2) 株式会社は、株主総会の決議によって取締役を選任するに際して、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「各委員会」という。）の委員に選定されることが予定されている取締役については、その旨を株主総会参考書類に記載しなければならない、かつ、各委員会の委員に選定予定の取締役として株主総会参考書類に記載された者が予定された委員に選定されなかった場合又は当該委員を解職され若しくは辞任した場合及び各委員会の委員に選定予定の取締役として株主総会参考書類に記載されていなかった者が各委員会の委員に選定された場合には、その旨及びその理由を事業報告に記載しなければならない。

い。

(注) 監査委員を解職され、又は辞任した者は、その後最初に招集される株主総会に出席して意見を述べるができるものとする考え方もある。

(後注) 常勤の監査委員を選定していない指名委員会等設置会社においては、①監査委員会の職務を補助すべき常勤の取締役又は使用人（以下「常勤補助者」という。）を設置しなければならない旨又は②監査委員会が常勤補助者の設置の可否を決定することができる旨の規律を設けるものとする考え方もある。

1 監査委員会の議事録の閲覧又は謄写（本文(1)）

(1) パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、試案第3部第1の2(1)の提案に反対する意見もあったものの、賛成する意見が多数であった。

提案に賛成する理由としては、監査の対象である業務執行を担う者が監査委員会の議事録を閲覧できるという現行法の規律は、監査の独立性・実効性の確保の観点からは是正が必要であること、監査委員会が取締役会の内部機関であることから直ちに議事録の閲覧等の権限の有無が導かれるものではないことなどが挙げられていた。

提案に反対する理由としては、各委員会での検討事項は本来的に取締役会での検討事項であること、監査委員会は取締役会の内部機関であり、監査委員でない取締役による監査委員会の議事録の閲覧等は監査委員会に対する取締役会の監督機能の一環であることなどが挙げられていた。

なお、閲覧又は謄写を認めない取締役の範囲については、試案第3部第1の2(1)の提案（執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役）に賛成する意見、注の①の考え方（監査委員でない全ての取締役）に賛成する意見、注の②の考え方（監査委員でない取締役のうち社外取締役以外の取締役）に賛成する意見など、意見が分かれた。

(2) 提案の趣旨

これまでの部会における議論及びパブリックコメントを踏まえ、本文(1)では、試案と同様の内容を提案している。

もっとも、閲覧又は謄写を認めない取締役の範囲については、これまでの部会における議論でも、監査委員でない全ての取締役とすることや、監査委員でない取締役のうち社外取締役以外の取締役とすることも含めて検討するべきであるとの意見があったところである。監査の独立性をより高める観点からは、そのような考え方もあり得る一方で、現行法が監査委員でない取締役にも議事録の閲覧等を認める趣旨は、各委員会は取締役会の内部機関であり、取締役会と各委員会の緊密な連携が求めら

れるとともに、取締役には各委員会の職務執行を監督する権限が認められており、その監督権限を十分に行使することができるようにする点にあると指摘されていることからすると、監査委員会による監査の実効性を損なうおそれがあることが明らかな範囲に限って閲覧又は謄写を認めないこととすることが相当であるとも考えられる。そして、執行役を兼ねている取締役及び業務を執行した取締役は、当該取締役が自らの不正行為に関する調査活動に妨害したり、証拠を隠滅するなどして、監査委員会による監査の実効性を損なうおそれがあることが比較的明らかであるとも思われるため、本文(1)では、執行役を兼ねている取締役及び業務を執行した取締役を対象とすることを提案している。

2 監査委員等の選定及び解職手続（本文(2)）

パブリックコメントでは、試案第3部第1の2(2)の提案に反対する意見もあったものの、賛成する意見が多数であった。これまでの部会における議論も踏まえ、本文(2)では、試案と同様の内容を提案している。

なお、監査委員を解職され、又は辞任した者の意見陳述権（試案第3部第1の2(2)の注）については、これまでの部会における議論及びパブリックコメントでは、監査役又は監査等委員である取締役の意見陳述権と平仄を合わせ、監査委員に意見陳述権を認めるべきであるとの意見があった一方で、監査委員の意見陳述権を認めることは、取締役会の監督権限の強化を図った指名委員会等設置会社制度の趣旨にかなうものか疑問があるとの意見もあったところである。監査役及び監査等委員は株主総会で選任される一方で、監査委員の選定は株主総会ではなく取締役会の権限であることを踏まえると、必ずしも株主総会における意見陳述権を認めるべきであるとはいえないとの考え方もあり得るように思われ、この点については提案していない。

3 監査委員の補助者の設置（本文(3)）

パブリックコメントでは、試案第3部第1の2の後注について、常勤の監査委員の不在を補い、監査を充実させるため、常勤の監査補助者の設置を義務付けるべきであるなどとして、後注の①の考え方に賛成する意見、常勤の監査補助者の設置の要否については、監査委員会の委員の能力次第であり、その自主性に委ねるべきであるなどとして、後注の②の考え方に賛成する意見、内部統制の基本方針で決議される事項であり、法律での規定は不要であるとして後注の考え方のいずれにも反対する意見があり、意見が分かれた。

監査委員会による監査の在り方は各社によって異なっており、各社の状況を踏まえた監査体制を構築するべきであるという観点からは、監査補助

者を設置するか、更には常勤の監査補助者とするかについては、各社の状況に応じた判断に委ねることが相当であるとも思われる一方で、監査委員会による監査の実効性を確保するという観点からは、その要否の判断は監査委員会が行うべきであると思われることから、これまでの部会における
5 議論も踏まえ、監査補助者の設置の要否を監査委員会が判断するものとする
ことを提案している。

なお、監査役設置会社においては、内部統制システムの構築に関する決定事項の一つとして、「当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」が定め
10 られている（会社法施行規則第98条第4項第1号及び第100条第3
項第1号）ところ、「監査役が〔中略〕求めた場合における」とされている
のは、監査体制は監査役の主導によるべきものであり、監査役を補助する
使用人の要否は監査役が判断するべきであるためとされている。そこで、
この規定も参考に、指名委員会等設置会社においては、会社法施行規則第
15 112条第1項第1号を「監査委員会がその職務を補助すべき取締役又は
常勤若しくは非常勤の使用人を置くことを求めた場合における当該取締役
又は使用人に関する事項」と改めることを想定している。また、このよう
な見直しをする場合には、監査等委員会設置会社においても、同様の見直
しをする（会社法施行規則第110条の4第1項第1号を「監査等委員会
20 がその職務を補助すべき取締役又は常勤若しくは非常勤の使用人を置くこ
とを求めた場合における当該取締役又は使用人に関する事項」と改める）
ことを想定している。

第2 責任限定契約制度等の見直し

責任限定契約制度の見直しとして、次の1及び2の規律を設けるものと
25 することで、どうか。あわせて、責任限定契約制度及び会社法第425条
又は第426条の株主総会の決議又は定款の定めに基づく取締役等による
責任の一部免除制度の見直しとして、次の3の規律を設けるものとするこ
とについて、どのように考えるか。

- 30 1 株式会社が責任限定契約を締結することができる相手方に業務執行取
締役等（会社法第2条第15号イに規定する業務執行取締役等をいう。
以下同じ。）である取締役及び執行役を加える。
- 2 株式会社と業務執行取締役等である取締役又は執行役との利益が相反
する状況にある場合においてその任務を怠った（注1）当該取締役又は
35 執行役の会社法第423条第1項の責任については、責任限定契約によ
る責任の限定の対象外とする。（注2）（注3）

3 業務執行取締役等である取締役又は執行役については、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額の算出の基礎となる「職務執行の対価」としての「財産上の利益」（同項第1号）及び「新株予約権」（同項第2号）について、当該取締役又は執行役が会社法第423条第1項の責任を負う株式会社の親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）及び当該親会社等の子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）から受け、又は受けるべきこれらの財産とする。（注4）

（注1）規定の具体的な文言については、法制的な観点を含めて引き続き検討する。

（注2）「職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき」という責任限定契約における現行法上の責任の限定の要件は、業務執行取締役等である取締役及び執行役にも適用されることを前提にしている。

（注3）会社法第425条又は第426条の株主総会の決議又は定款の定めに基づく取締役等による責任の一部免除制度については、同趣旨の規律を設けないことを想定している。

（注4）会社法第425条第4項についても、業務執行取締役等である取締役又は執行役については、当該取締役又は執行役が会社法第423条第1項の責任を負う株式会社の親会社等及び当該親会社等の子会社等が会社法第425条第1項の決議後に退職慰労金その他の法務省令で定める財産上の利益を与えるときは、当該取締役又は執行役が会社法第423条第1項の責任を負う株式会社の株主総会の承認を受けなければならないものとする。

（参考）試案第3部第2

責任限定契約制度の見直しとして、次の1及び2の規律を設けるものとする。

- 1 株式会社が責任限定契約を締結することができる相手方に業務執行取締役等（会社法第2条第15号イに規定する業務執行取締役等をいう。以下同じ。）である取締役及び執行役を加える。
- 2 株式会社と業務執行取締役等である取締役又は執行役との利益が相反する状況にあるときに行われた行為（注1）に基づく当該取締役又は執行役の会社法第423条第1項の責任については、責任限定契約による責任の限定の対象外とする。（注2）（注3）

（注1）規定の具体的な文言については、法制的な観点を含めて引き続き検討する。

（注2）「職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき」という責任限定契約における現行法上の責任の限定の要件は、業務執行取締役等である取締役及び執行役にも適用されることを前提にしている。

(注3) 会社法第425条又は第426条の株主総会の決議又は定款の定めに基づく取締役等による責任の一部免除制度については、同趣旨の規律を設けないことを想定している。
(後注) 潜脱防止のための追加的な手当ての要否については、引き続き検討する。

(補足説明)

1 業務執行役員に責任限定契約の締結を認めること (本文1)

(1) パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、試案第3部第2の1の提案に賛成する意見、条件付きで賛成する意見、反対する意見等があり、意見が分かれたものの、相対的にみると、提案に賛成する意見がやや多かった。

提案に賛成する理由としては、業務執行取締役等についても特に監視義務違反が問題となる場合において責任限定契約制度を設ける必要性は理解できることなどが挙げられていた。提案に条件付きで賛成する理由としては、安易な経営判断につながるおそれや報酬金額の操作等による制度の潜脱的利用のおそれもあることから、試案第3部第2の後注の潜脱防止のための追加的な手当ては必須であることなどが挙げられていた。提案に反対する理由としては、取締役の責任については経営判断原則により既に一定の要件の下でその判断が尊重される枠組みが存在するため、責任限定契約を業務執行取締役にまで及ぼす必要性に乏しいこと、役員の損害賠償責任は任務懈怠を未然に防ぐ抑止機能や生じた損害を回復する填補機能を有するところ、事前の契約によって一律かつ包括的に業務執行取締役等の任務懈怠を免責すると、損害賠償制度が果たすべき抑止機能が損なわれることなどが挙げられていた。

(2) 提案の趣旨

これまでの部会における議論も踏まえ、本文1では、試案と同様の内容を提案している。

なお、業務執行取締役等である取締役及び執行役（以下「業務執行役員」と総称する。）に責任限定契約の締結を認めることの趣旨に関して、これまでの部会における議論では、①個人である取締役に巨額の損害賠償責任を負わせることは社会全体として適切でなく、株主が望む場合には、取締役が負う損害賠償責任の額を一定の範囲に限定し、相対的にリスク負担能力のある株主が残りのリスクを負うことを禁止する理由はないという適切な責任の分担の観点、②優秀な経営人材を確保する観点、③経営陣による適切なリスクテイクを促進する観点等が挙げられていた。

制度の趣旨は規律の解釈に当たって重要な事項であるため、上記の観点の関係性の整理について検討すると、業務執行役員の立場からより直

接的なニーズとして必要性を基礎付けるのは、上記②及び③の観点であり、取り分け、上記②の観点については、実際に役員個人に多額の損害賠償責任が認められた事例（監視・監督義務違反によると思われる事例を含む。）が複数生じていることを踏まえると、個人で弁済することが困難な額の損害賠償責任を負うリスクを懸念して業務執行役員となることをちゅうちょすることは現実的にあり得るため、その責任を合理的な範囲に限定することは、優秀な経営人材を確保するために重要であると思われる。また、上記③の観点については、これまでの部会における議論では、いわゆる経営判断原則により対応すべき観点であるとの指摘があった一方で、裁判例の中には、後知恵的とも思われる判断をして経営判断原則による保護を認めない事例もあるとの指摘もあったところであり、業務執行役員の責任を限定することにより株式会社の利益につながる可能性のあるリスクテイクを促進する一定の必要性はなお認められるように思われる。さらに、上記①の観点は、社会全体としての便益の観点から、株主と業務執行役員の責任分担の在り方の一つとして、責任限定契約による責任の限定を認める選択肢も設けることが適切であると考ええるものであり、上記②及び③の観点と矛盾するものではなく、むしろ、上記①が考慮する社会全体としての便益の中に上記②及び③の観点も含まれると考えられる。

そこで、上記①の適切な責任の分担を可能にすることにより、特に上記②の優秀な経営人材を確保することを制度の中核となる趣旨としつつ、上記③の適切なリスクテイクの促進を副次的な趣旨と位置付けることが考えられる。

このように考えると、責任限定契約制度全体に共通して、株主と役員等との間の適切な責任分担の在り方の一つの選択肢として事前の契約による責任の限定を可能にすることにより、優秀な人材を確保することが制度の趣旨となる一方で、業務執行役員については、責任を限定することにより人材を確保する必要性が非業務執行取締役等よりも限定的であるため、上記③の適切なリスクテイクの促進という副次的な趣旨が求められると整理されるように思われる。

2 利益相反状況における責任の適用除外（本文2）

(1) パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、試案第3部第2の2の提案に賛成する意見、反対する意見等があり、意見が分かれたものの、相対的にみると、提案に賛成する意見がやや多かった。

(2) 提案の趣旨

これまでの部会における議論も踏まえ、本文 2 では、試案と同様の内容を提案している。

なお、利益が相反する状況において業務執行役員が一定の行為をしなかったことが任務懈怠と評価される場合もあり得ることを踏まえて、「利益が相反する状況にあるときに行われた行為に基づく〔中略〕責任」という文言について、「利益が相反する状況にある場合においてその任務を怠った〔中略〕責任」と改めている。

(3) 利益相反状況における責任の解釈

ア 利益相反状況における責任を責任限定の対象外とする趣旨

本文 2 の「株式会社と業務執行取締役等である取締役又は執行役との利益が相反する状況にある場合においてその任務を怠った」という要件について、具体的にどのような状況における任務懈怠が該当するかは、最終的には解釈に委ねることとなるものの、その解釈の方向性について議論することは重要であると思われる。

そこで、まず、株式会社と業務執行役員との利益が相反する状況（以下「利益相反状況」という。）における業務執行役員の責任を責任限定の対象外にする趣旨を検討すると、利益相反状況においては、利益相反状況から生ずる危険から株式会社を保護する必要性の方が、適切な責任の分担を可能にすることにより、優秀な経営人材を確保し、適切なリスクテイクを促進するという前記 1 (2) の業務執行役員を責任限定契約の対象にする趣旨に掲げる必要性よりも高いといえ、いずれの趣旨との関係においても、責任限定契約の対象にするのは合理的でないと考えられるためであると考えられる。

イ 解釈の方向性

これまでの部会における議論では、責任限定契約による限定を認めない利益相反状況における責任（以下「利益相反責任」という。）の範囲について、①会社法第 3 5 6 条第 1 項各号の競業取引及び利益相反取引には含まれない支配株主に関する行為や経営者による企業買収（以下「MBO」という。）に関する責任も利益相反責任に含める必要がある場合がある一方で、②同項各号の規制対象とされるグループ会社間取引などの取締役が第三者の利益を図る取引を広範に利益相反責任の対象に含める必要はないと考えられるため、利益相反責任の範囲は、同項各号の取引に関する責任の範囲とは必ずしも一致しないとの指摘があった。

この指摘は、次のような考え方によるものと思われる。すなわち、会社法第 3 5 6 条第 1 項は、取締役が同項各号の取引を行うには重要な

事実を開示し、その承認を受けなければならないとする事前の手続規制であり、これに違反した場合には取引の効力にも影響し得るため取引の安定性が重視される一方で、最終的な責任分担の範囲を確定する要件ではない（同項各号の取引に該当しない利益相反性のある取引又は行為についても、会社法第423条第1項の要件を満たせば取締役は責任を負うこととなる）ため、その適用範囲を形式的・画一的に決する必要性が高い。他方で、責任限定契約における利益相反責任の要件は、取引や行為の効力自体に影響を及ぼすものではない一方で、最終的な責任分担の範囲を確定する要件である（責任限定の対象となるかどうかによって取締役が株式会社に対して負う責任の範囲が確定される）ため、その範囲を形式的・画一的に決する必要性は比較的限定され、むしろ個別の責任について妥当な結論を得る必要性が高く、その適用範囲についてより実質的な判断をするべきである。

この考え方は、任務懈怠責任が生じていることを前提として、その任務懈怠責任が利益相反状況において生じたものか否かについて、利益相反の程度（取引の場合には当該取引の相手方と業務執行役員・株式会社との関係性等）、任務懈怠に至るまでの手続（利益相反の影響を排除するための実効的な措置が講じられたかどうか）、関連する契約があればその対価等の条件を含む内容等をも考慮して個別に判断することにより、利益相反責任に該当するか否かを判断するものであると整理できるように思われる。

そして、どのような任務懈怠責任であれば利益相反責任となるかの基準については、①業務執行役員の主観に着目して、業務執行役員が自己又は第三者の利益を現に優先したことによって生じた任務懈怠責任であれば利益相反責任となるという考え方（以下「考え方①」という。）があり得るように思われる。考え方①は、業務執行役員に自己又は第三者の利益を現に優先する意図がないのであれば、利益相反状況の危険が現実化したとはいえないため、利益相反関係を殊更問題視する必要はないと考えるものである。このように考えると、業務執行役員に自己又は第三者の利益を現に優先する意図がない場合には、責任が限定されるか否かは、独立当事者間取引と同様に、「職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき」という責任限定契約における現行法上の責任の限定の要件の該当性として判断することとなる。また、このように業務執行役員の主観に着目する場合には、「業務執行役員が自己又は第三者の利益を現に優先したとき」は「善意」には該当せず、現行法上の責任の限定の要件の下でも責任の限定の対象外になると思

われるため、本文 2 を設ける意義の有無を含めて検討が必要になるとも考えられる。

これに対して、②業務執行役員にそのような主観的意図がなくとも、結果的に自己又は（一定の関係性を有する）第三者の利益の下に株式会社
5 会社に損害が生じ、これが任務懈怠に該当する場合（例えば、支配株主
による従属会社の買収において、業務執行役員に自己又は支配株主の
利益を優先する意図までではないものの、公正性を担保するための措置
を欠いた点に任務懈怠が認められるとき）には、利益相反責任に該当
するという考え方（以下「考え方②」という。）もあり得る。この考え
10 方を取る場合には、業務執行役員に自己又は第三者の利益を現に優先
する意図がないにもかかわらず独立当事者間取引とは異なる規律付け
をするべき理由について整理が必要になるように思われる。また、考
え方②によると、（上記のように適用対象となる利益相反関係の類型を
15 形式的・画一的に判断することはせず、より実質的に判断しようとする
場合には特に）利益相反責任に該当する基準が不明確となり、その
範囲が不必要に拡大するおそれがある。そこで、例えば、基本的には業
務執行役員の主観を重視しつつ、利益相反の影響を排除するための実
効的な措置として一定の措置を採ることが市場慣行上確立しているに
20 もかかわらずそのような措置を採らなかった場合には、主観的意図が
認められなくとも、利益相反責任に該当する可能性があるなど、利益
相反責任の範囲を不必要に拡大させない解釈が求められるようにも思
われる。

以上の解釈の方向性について、どのように考えるか。

ウ 典型的な利益相反責任

前記イの方向性の整理を前提とした典型的な利益相反責任としては、
25 任務懈怠等の各要件が認められることによって生ずる会社法第 4 2 3
条第 1 項の責任のうち、①取締役が株式会社の取引の相手方の利益を
優先して不公正な条件としたことによる責任、②取締役が自己又は第
三者の利益を優先して取引機会を不当に奪取したことによる責任及び
30 ③取締役が支配権の維持・増強や保身のために会社財産を使用したこ
となどによる責任が想定されるが、そのほかの典型的な責任として、
どのようなものが考えられるか。

エ 会社法第 3 5 6 条第 1 項各号の取引以外に類型的に利益相反性が問題となる状況における利益相反の性質

前記イのとおり、利益相反責任は、会社法第 3 5 6 条第 1 項各号の
35 取引に基づく責任に限られないと考えられる。そこで、下表では、同項

各号の取引に該当しない状況のうち、当該状況において生じた任務懈怠責任が利益相反責任に該当する可能性がある主な類型について、これまでの部会における議論やパブリックコメントの結果を踏まえ、問題となる利益相反の性質の整理を試みている。このような整理について、どのように考えるか。なお、前記イの解釈の方向性を前提とすると、これらの状況に関して生じた全ての責任を利益相反責任とするのではなく、利益相反の程度、任務懈怠に至るまでの手続、関連する契約の内容等をも考慮して個別に判断することにより、利益相反責任に該当するか否かを判断することとなる。

10

類型		利益相反の性質の整理
(1)	株式会社と支配株主との取引	被支配会社の取締役が支配株主の利益を図ることにより被支配会社（ひいては少数株主）の利益が害されるおそれがある。ただし、完全親会社との取引については、株主の利益の観点からは原則として親子会社間に利害の対立がない。
(2)	支配株主による従属会社の買収	被支配会社の取締役が支配株主の利益を図ることにより被支配会社（ひいては少数株主）の利益が害されるおそれがある。
(3)	経営者による企業買収（MBO）	MBOは、現在の経営者である取締役等が一般株主から株式会社の株式を取得するという取引であるから、当該取締役については、一般株主との間に利益相反関係が生じ、公正な企業価値の移転が害されること等により株式会社の利益が害されるおそれがある。
(4)	買収防衛策の導入	株式会社の利益（又は株主共同の利益）よりも取締役の留任の可否等の取締役個人の利益を優先的に考慮するおそれがある。

3 注3について

パブリックコメントでは、試案第3部第2の注3に関する意見は多くなく、その考え方に賛成する複数の意見と、その考え方には一定の合理性があるものの、制度間の整合性の観点からなお検討の余地があるとの意見があった。

これまでの部会における議論も踏まえ、注3において、試案と同様の内容を注記している。

4 潜脱防止のための追加的な手当て（本文3）

(1) パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、試案第3部第2の後注に関する意見は多く
なかったものの、業務執行役員に責任限定契約の締結を認めると、安易
な経営判断につながるおそれや報酬金額の操作等による制度の潜脱的利
用のおそれもあることから、潜脱を防止するための追加的な手当ての検
討が必要であるとの意見が複数あった。

(2) 提案の趣旨

ア 潜脱的な利用に該当する可能性がある類型

これまでの部会における議論を踏まえると、責任限定契約制度及び
会社法第425条又は第426条の株主総会の決議又は定款の定め
に基づく取締役等による責任の一部免除制度（以下「責任一部免除制度」
と総称する。）について、報酬等以外の方法で職務執行の対価を得るこ
とによって最低責任限度額を低額に抑えるという潜脱的な利用に該当
する可能性があるものとして、主に、①役員が損害賠償責任を負う株
式会社のグループ会社の役職員の立場で報酬又は給与を得る場合及び
②当該株式会社の剰余金の配当を用いる場合が考えられる。

イ グループ会社の役職員の立場で報酬又は給与を得る場合

本文3では、前記アの①の方法による制度の潜脱的な利用を防止す
るために、業務執行役員については、グループ会社の役職員の立場で
報酬又は給与として得た財産をも最低責任限度額の算出の基礎に含め
ることを提案している。また、責任の一部免除の対象となった役員に
退職慰労金等を与える場合に株主総会の承認を受けなければならない
とする会社法第425条第4項についても、業務執行役員については、
グループ会社から与えられる退職慰労金等を対象にすることとし、注
4において、その旨を注記している。

なお、非業務執行取締役等は、業務執行役員に比して、前記アの①の
方法による制度の潜脱的な利用のおそれが相対的に小さいと思われる
ため、規律の適用対象を業務執行役員に限定している。

ウ 剰余金の配当を用いる場合

前記アの②の方法による制度の潜脱的な利用は、株主に対する剰余
金の配当を用いるものであり、剰余金の配当を受ける権利を有する他
の株主との株主平等原則の下で（会社法第454条第3項参照）、株主
の立場で剰余金の配当を受けていることを踏まえると、責任一部免除
制度の潜脱的な利用の意図で自己の配当を増額することは困難である
と思われる。そこで、本文では、前記アの②の方法については潜脱防止
のための追加的な手当ては設けないこととしている。

第3 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化

事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化に関し、次の1及び2の規律を設けるものとする。どうか。

1 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社が電子提供措置開始日までに事業報告等（計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに連結計算書類をいう。以下同じ。）の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成することを要しない。

2 会計監査人が1の有価証券報告書について金商法に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をしたものとみなす。

（注）1の見直しをする場合には、有価証券報告書のうちの事業報告等の開示事項に相当する部分について、事業報告等に関する会社法の規定（2の規定を除く。）を適用することを想定している。

（参考）試案第3部第3

事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化に関し、次の1及び2の規律を設けるものとする。

1 上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等（計算書類及び事業報告並びに連結計算書類をいう。以下同じ。）の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成することを要しない。

2 会計監査人が1の有価証券報告書について金商法に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をしたものとみなす。

（注）1の見直しをする場合には、有価証券報告書のうちの事業報告等の開示事項に相当する部分について、事業報告等に関する会社法の規定（2の規定を除く。）を適用することを想定している。

（補足説明）

1 パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、試案第3部第3の1の提案に反対する意見もあったものの、賛成する意見が多数であった。また、試案第3部第3の2の提案に賛成する意見があり、反対する意見はなかった。さらに、試案第3部第3の注の考え方に賛成する意見があり、反対する意見はなかった。

なお、これらの提案に関連して、更なる開示の合理化等に関する意見として、有価証券報告書の開示内容の見直しやスリム化、事業報告等や有価証券報告書以外の開示も含めた開示制度全体の見直しなど、制度横断的な

環境整備を継続して検討することが重要であるとの意見があった一方で、開示事項の縮小につながる場合には慎重な議論が必要であるとの意見もあったところである。

2 提案の趣旨

これまでの部会における議論及びパブリックコメントを踏まえ、本文1及び2では、基本的に試案と同様の内容を提案している。

3 規律の対象となる株式会社について

パブリックコメントでは、規律の対象となる株式会社について、上場会社でなくとも、金商法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社であれば開示の合理化が進められるべきであることから、その対象を見直すべきであるとの意見があった。

上記のとおり、有価証券報告書を提出する株式会社であれば、規律の適用対象として開示の合理化を進められるようにすべきであると考えられることから、本文1では、有価証券報告書を提出する株式会社を対象とすることを提案している。

4 本文1の規律を任意的に適用することについて

第13回会議の参考人である日本公認会計士協会からの意見聴取では、本文1の規律を任意的に適用することに関する意見として、我が国の資本市場の中で開示形式が混在し、利用者による企業間の比較可能性が損なわれ、適時な投資判断が困難となる場合があるため、全ての上場会社に対し、段階的に、本文1の規律を強制的に適用するべきであるとの意見があった。他方で、パブリックコメントでは、有価証券報告書を株主総会の3週間前に提出するのは多数の上場会社にとって開示業務の負担が大きく、実務上のハードルが高いことから、電子提供措置開始日までに事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出するか否かについては、上場会社の選択に委ねるべきであるとの意見もあった。

これまでの部会における議論のほか、上記のとおり、有価証券報告書を株主総会の3週間前に提出するのは多数の上場会社にとって開示業務の負担が大きいとの意見があることを踏まえると、現時点において、全ての上場会社に本文1の規律を強制的に適用することは困難であるように思われる。

そこで、本文1では、試案と同様に、株式会社の選択に委ねる任意の制度とすることとしている。

5 附属明細書について

株式会社は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附

属明細書を作成しなければならない（会社法第435条第2項）。また、会計監査人設置会社においては、事業報告の附属明細書は、事業報告とともに監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会。以下同じ。）の監査を、計算書類の附属明細書は、計算書類とともに監査役及び会計監査人の監査を受けなければならない（会社法第436条第2項）、取締役会設置会社においては、これらの附属明細書は、取締役会の承認を受けなければならない（同条第3項）。他方で、計算書類及び事業報告と異なり、附属明細書は株主に対する提供を要しないものであり（会社法第437条）、一定期間株式会社の本店に備置すれば足りる（会社法第442条第1項）。

この点について、第13回会議の参考人である日本公認会計士協会からの意見聴取では、附属明細書について、開示書類の一本化の対象に含めるべきであるとの意見があった。

確かに、上記の参考人からの意見の理由でも挙げられていたように、附属明細書の開示事項をも含めて記載した有価証券報告書を提出することで附属明細書の作成を不要とすることにより、附属明細書の作成業務や監査業務に係る負担が軽減されるようにも思われる。他方で、附属明細書は株主に対する提供を要しないものであるから、その記載事項を有価証券報告書に含めて開示する場合には、その扱いが変わることとなる。もっとも、附属明細書の記載事項は現在では多くはないように思われること（事業報告の附属明細書について会社法施行規則第128条及び計算書類の附属明細書について会社計算規則第117条）を踏まえると、附属明細書の記載事項も含めて有価証券報告書に一本化できることとすることで特段の不都合は生じないとも考えられる。

以上を踏まえ、本文1では、附属明細書を含めて有価証券報告書に一本化することを提案している。なお、制度の複雑化や情報の比較可能性の低下を防ぐ観点から、有価証券報告書に附属明細書の開示事項を含めるかどうかは任意的な扱いとはせず、附属明細書の開示事項を含めて有価証券報告書に記載することにより、事業報告等（附属明細書を含む。）の作成を不要とすることを想定している。

6 有価証券報告書に対する監査役等の監査報告の取扱いについて

第13回会議の参考人である日本公認会計士協会からの意見聴取では、事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書に対する監査役等の監査報告の取扱いについて明確化が必要であるとの意見があった。

この点について、注記しているとおり、本文1の見直しをする場合には、有価証券報告書のうちの事業報告等（計算書類及び事業報告並びにこれら

の附属明細書並びに連結計算書類）の開示事項に相当する部分について、事業報告等に関する会社法の規定を適用することを想定している。すなわち、監査役等は、有価証券報告書のうち事業報告及びその附属明細書の記載事項に相当する部分が法令又は定款に従い当該株式会社の状況を正しく示しているかどうかについて監査を行い、また、本文２の規律によって一元化された金商法に基づく監査証明のうち、現行法上の会計監査に相当する部分、すなわち計算書類及びその附属明細書に相当する部分における監査の方法及び結果が相当であるかについて監査を行うことを想定している。なお、その監査報告書は、当該有価証券報告書とともに株主に対して提供

7 有価証券報告書の取締役会における承認等について

第１３回会議の参考人である日本公認会計士協会からの意見聴取では、有価証券報告書は事業報告等に代わる法定開示書類となることから、各機関の責任範囲についての整理が必要であり、特に、取締役会の承認事項とすること、株主総会の承認事項又は報告事項とすることを明確化するべきであるとの意見があった。

この点についても、注記しているとおり、有価証券報告書のうちの事業報告等の開示事項に相当する部分について、事業報告等に関する会社法の規定を適用することを想定している。すなわち、①取締役会設置会社においては、有価証券報告書のうち計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に相当する部分について、取締役会の承認を受けなければならない、②また、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、①の承認を受けた有価証券報告書のうち計算書類及び事業報告（監査報告又は会計監査報告（本文２の規定により会計監査人が一本化した有価証券報告書について金商法に基づく監査をすることにより会社法に基づく会計監査人の監査をしたものとみなされる場合にあっては、一本化した有価証券報告書に対する金商法（令和８年法律第６４号による改正前のもの）第１９３条の２第１項に規定する監査証明に係る監査報告書）を含む。）に相当する部分を提供しなければならないことを想定している。さらに、③監査を受けた有価証券報告書のうち計算書類及び事業報告に相当する部分を定時株主総会に提出しなければならないとした上で、④有価証券報告書のうち計算書類に相当する部分は定時株主総会の承認を受けなければならない、有価証券報告書のうち事業報告に相当する部分はその内容を定時株主総会に報告しなければならないが、会計監査人設置会社においては、計算書類に相当する部分について会社法第４３９条の「会計監査人設置会社の特則」と同等の条件を満たす場合には、定時株主総会の承認を不要とすることを

想定している。

8 監査期間について

会計監査人は、各事業年度に係る計算書類の全部を受領した日から4週間を経過する日までに、特定監査役（会社計算規則第130条第5項に規定する特定監査役をいう。以下同じ。）及び特定取締役（同条第4項に規定する特定取締役をいう。以下同じ。）に対し、その会計監査報告の内容を通知しなければならない（同条第1項第1号）。これらの日までに会計監査報告の内容を通知しない場合には、当該通知をすべき日に監査を受けたものとみなされる（会社計算規則第130条第3項）。これは、会社が予定どおりの日時に株主総会を開催することを可能にさせる趣旨と、その反射として、会計監査人に対して、一定の監査期間を確保させる趣旨があるとされる。

会社が予定どおりの日時に株主総会を開催することを可能にさせる趣旨は、本文2の場合も同様とも考えられる（前記7のとおり、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、一本化した有価証券報告書に対する金商法に基づく監査証明に係る監査報告書を含めて提供しなければならない。）。これを踏まえ、本文2の金商法の監査についても会社計算規則第130条第1項第1号及び第3項のような規律を及ぼすこと（すなわち、会計監査人は有価証券報告書の全部を受領した日から4週間を経過した日までに金商法に基づく監査証明に係る監査報告書の内容を通知しなければならない、通知をするべき日までに通知しない場合には当該有価証券報告書は金商法に基づく監査証明を受けたものとみなすものとする）が考えられる。

もっとも、そのような規律を設ける場合には、第13回会議の参考人である日本公認会計士協会からの意見聴取によれば、監査品質を担保するための十分な監査期間が確保されるべきところ、一本化後の有価証券報告書については開示の分量が増加することから、監査の期限を長くするなどの見直しも必要であるとの意見があったことを踏まえると、その期限を現行の「4週間」と同じとすることでよいか（より長くすべきか）が問題となる。例えば、基準日を3月末としている場合には、取締役会での承認を見据えて5月頃に計算書類の監査を行った後に、6月上旬から中旬にかけて金商法上の監査を行っているとされている。事業報告等と有価証券報告書を一本化する場合には、現行法における計算書類の監査と同時期に有価証券報告書の監査を行う必要があり、有価証券報告書固有の記載事項を考慮すると監査対象が増加することから、監査期間を伸長するという考え方もあり得るように思われる。

他方で、会計監査人は、監査期間が不十分であれば、特定取締役及び特定監査役との合意によって必要な監査期間を定めることができるため（会社計算規則第130条第1項第1号ハ）、その合意に委ねたのでは不十分な監査期間しか確保できないという事情がない限り、一律に伸長するのではなくそれぞれの会社がそれぞれの状況を踏まえて監査期間を合意すれば足りると考える場合や、株主総会の後倒しをしない限りは、会社は伸長後の監査期間を見越して有価証券報告書を作成して会計監査人に提出する時期を前倒す必要があることを踏まえると、会社の負担が増加する可能性（開示書類を一本化してもかえって負担が大きくなってしまうおそれ）もあると考える場合等には、監査期間を伸長しないという考え方もあり得るように思われる。実務の状況も踏まえて、今後検討していく必要があると考えられるが、この点について、どのように考えるか。